

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和6年
5月号

令和6年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
確定値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和6年1月1日から4月30日に発生した、休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、4月末時点で当署に報告があったもので、**死亡者数は0人、休業4日以上之死傷者数は54人**となっています。

業種別では道路貨物運送業が大幅に増加しており、事故の型では転倒災害が増加しています。

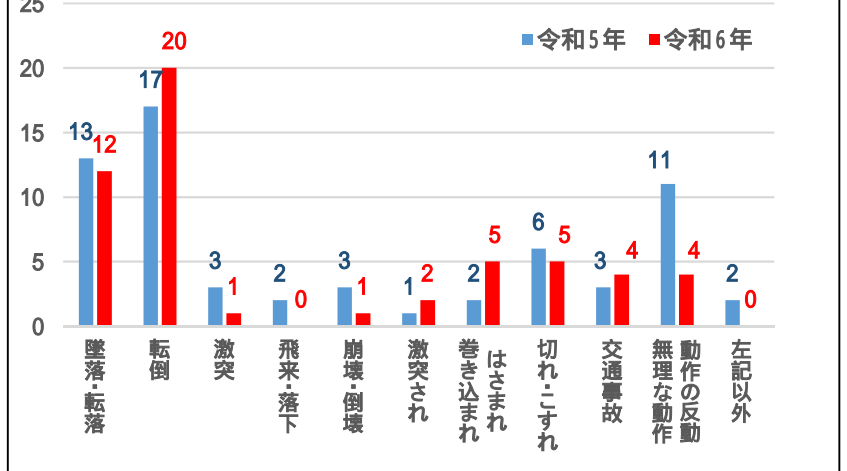
令和5年の労働災害は過去10年で**最悪**となりました。令和6年は令和5年と比較すると大幅減となっていますが、過去最少の平成27年と比較すると目標である190人未満の達成には遠い状況です。

労働災害を確実に防止するため、日々の安全活動を確実に行っていただきますよう、よろしくお願いたします。

【令和6年 休業4日以上之死傷災害発生状況 伊勢署】

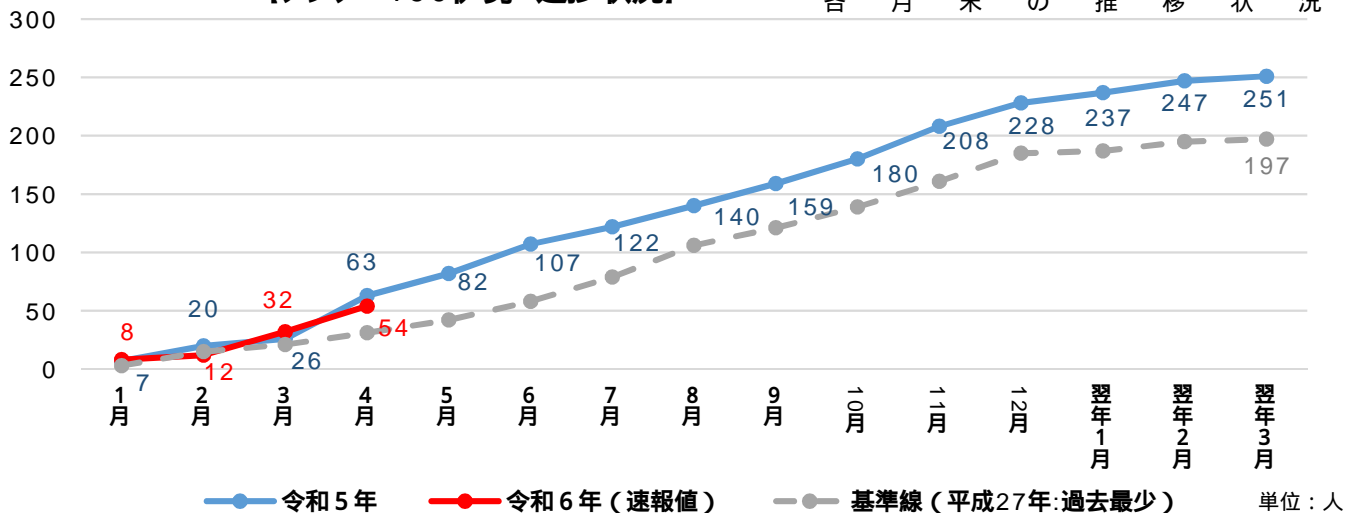
	令和5年		令和6年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		63		54	-9	-14.3%
製造業		11		9	-2	-18.2%
建設業		8		6	-2	-25.0%
道路貨物運送業		2		6	+4	+200.0%
林業		2		1	-1	-50.0%
小売業		9		8	-1	-11.1%
社会福祉施設		7		7	±0	±0.0%
旅館業		9		7	-2	-22.2%

【全産業・事故の型別】



【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上之死傷者数
各月末の推移状況



新たな化学物質管理が始まっています ～あなたも「化学物質」を使っているかも？～

令和6年4月から「新たな化学物質管理」として、幅広い化学物質について、「化学物質管理者」、「保護具着用管理責任者」の選任をはじめとした対策を行うことが義務化されています。

この規制の範囲は広範に及ぶため、第三次産業においても消毒薬等が該当しうるなど、「自社では『化学物質』など使用していない。」と考えている多くの事業場でも対応が必要です。

以下に例を掲載しますので、該当しうるものを使用されている場合は、リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます（<https://www.mhlw.go.jp/content/001093845.pdf>）」等で必要な対策をご確認ください。

なお、ご質問が多かった化学物質用手袋の選定方法について、「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001216985.pdf>）が公開されました。手袋の選定に悩まれている事業者様はぜひご一読ください。

対象となりうる商品例

（原則的に一般消費者向けの製品は除きます）

どの業種でも使用されることが多いもの

業務用洗剤、アルコール

製造業・自動車整備業など

塗料、シンナー、溶接棒、洗浄剤、機械用オイル

第三次産業・食料品製造業など

水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、塩素など消毒に使用されるもの

建設業など

セメント、モルタル、コンクリート、アスファルト、塗料、シンナー、ニス

運送業など

業務用洗浄剤、塗料、シンナー

一次産業など

肥料、機械用オイル

厚生労働省では本改正についての相談窓口を設置しているほか、中小規模事業場であれば、条件を満たせば中災防による事業場訪問を無料で受けることもできますので、ぜひご検討ください。

令和6年度 厚生労働省 「化学物質管理に関する相談窓口」

<https://technohill.co.jp/telsoudan/>

中小規模事業場安全衛生サポート事業

<https://www.jisha.or.jp/chusho/support.html>

お問合せ先 伊勢労働基準監督署 安全衛生課

TEL 0596-28-2164

伊勢労働基準監督署からのお知らせ 検索

